

# 納期特例制度について

納期特例制度は、市民税・都民税の特別徴収義務者のうち給与の支払を受ける方が常時10人未満の場合に、市長の承認を受けることにより特別徴収税額を年2回に分けて納付することができる制度です。

## 【納期特例制度のイメージ図】

従来の特別徴収 (納期特例制度を活用しない場合)				納期特例制度を活用する 場合の特別徴収			
徴収月	税額 納期限※	徴収月	税額 納期限※	徴収月	税額 納期限※	徴収月	税額 納期限※
6月	7月10日	12月	1月10日	6月	—	12月	—
7月	8月10日	翌1月	2月10日	7月	—	翌1月	—
8月	9月10日	翌2月	3月10日	8月	—	翌2月	—
9月	10月10日	翌3月	4月10日	9月	—	翌3月	—
10月	11月10日	翌4月	5月10日	10月	—	翌4月	—
11月	12月10日	翌5月	6月10日	11月	12月10日	翌5月	6月10日

※税額納期限が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日となります。

## 1 納期特例制度の申請手順

(1)「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を課税課市民税係へ提出願います。

(2)市から申請に対する承認通知を送付します。

(3)市から納期特例適用後の納付日程が記載された税額通知書が届きます。

※納期特例の適用を取りやめたい場合につきましては、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を課税課市民税係まで提出願います。

※なお、基本的に次年度以降も納期特例は自動的に継続されます。

(給与支払報告書の提出が遅れた場合は除きます。)

## 2 根拠法令(地方税法第321条の5の2、青梅市市税条例第46条の3)

※法令文面は紙面の都合上、省略しております。

## 3 その他

(1)申請書類の提出は、随時受け付けております。

(2)手続きにかかる問合せおよび書類の提出先は次のとおりです。

青梅市市民部課税課市民税係

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話番号 0428-22-1111

内線 2172・2173・2174